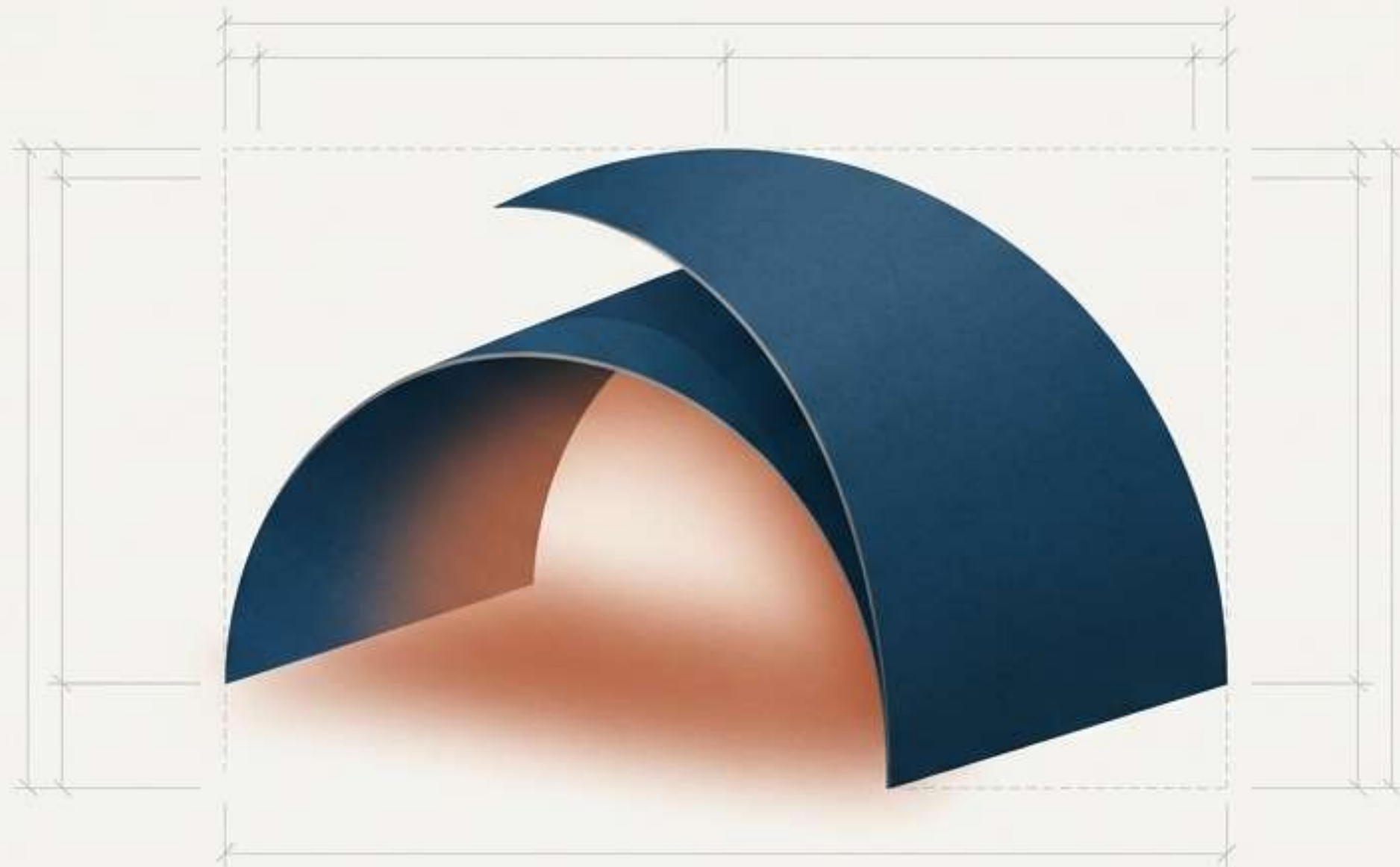




# 尊厳を守るシステムを構築する： 介護事業者に義務付けられた虐待防止措置の全体像

指定居宅介護支援事業所のための運営基準解説

本資料は、事業者における虐待防止体制の構築を支援することを目的としています。

# なぜ虐待防止は「組織的な取り組み」でなければならないのか

**「事業者は、虐待の防止のために必要な措置を講じなければならない」**

- 高齢者の尊厳の保持と人格の尊重は、介護保険制度の根幹をなす理念です。
- 虐待は、この理念を根本から揺るがす深刻な事態であり、その防止は個々の職員の努力だけに依存するものではありません。
- 運営基準は、事業者に対し、虐待を未然に防ぎ、早期に発見し、適切に対応するための体系的な仕組み（システム）の構築を義務付けています。
- 本資料では、そのシステムを構築するために不可欠な「4つの柱」について詳説します。

# 虐待防止対策が目指すべき3つの視点



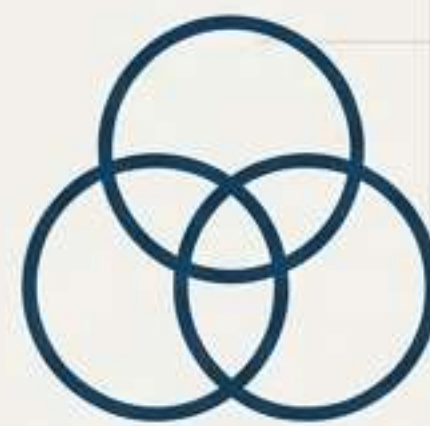
## 未然防止 (Prevention)

高齢者の尊厳保持と人格尊重への配慮を常に心がけ、虐待に至るリスクを組織的に低減する。職員への研修を通じた理念の浸透が鍵となる。



## 早期発見 (Early Detection)

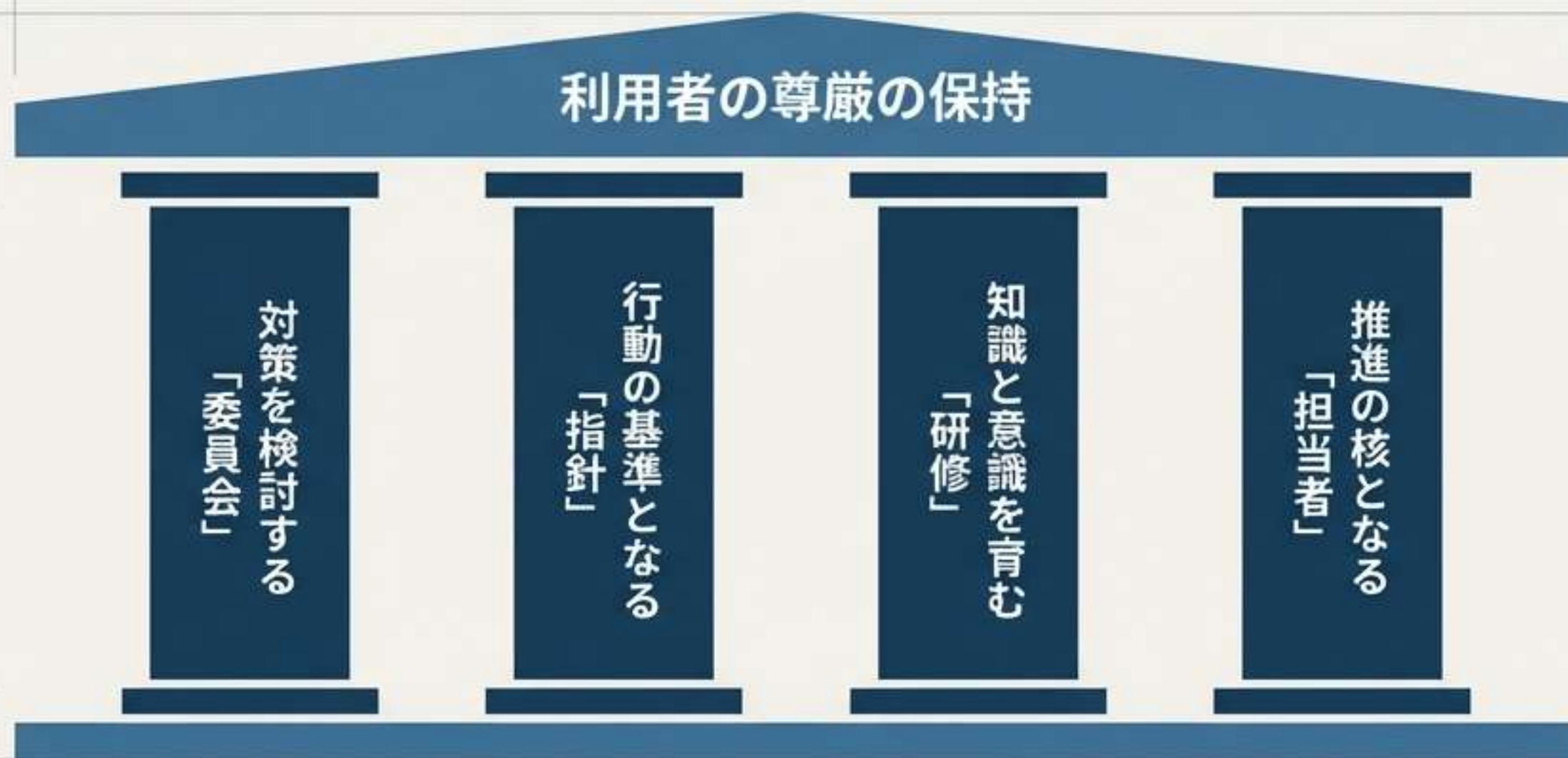
職員は虐待等を最も発見しやすい立場にある。相談しやすい体制の整備や市町村の通報窓口の周知により、小さな兆候を見逃さない体制を構築する。



## 迅速かつ適切な対応 (Swift & Appropriate Response)

虐待等が発生した場合、速やかに市町村へ通報し、調査等に全面的に協力する。事後の再発防止策を徹底し、組織全体で改善を図る。

# 虐待防止システムを支える「4つの柱」



- 運営基準では、これら4つの措置をすべて講じることが義務付けられています。
- これらは個別に存在するものではなく、相互に連携し、組織的な虐待防止体制を機能させるための不可欠な要素です。
- 以降のスライドで、各柱の具体的な要件を解説します。

# 1



## 第一の柱：組織の意思決定を担う 「虐待防止検討委員会」

**目的（Purpose）**：虐待の発生防止・早期発見、および発生時の再発防止策を検討する。

**構成員（Composition）**：管理者を含む、幅広い職種で構成する。外部の専門家の活用も推奨される。

**開催頻度（Frequency）**：定期的に行う。

**役割（Role）**：虐待防止に関する事業所内の中核組織として、方針決定と進捗管理を担う。

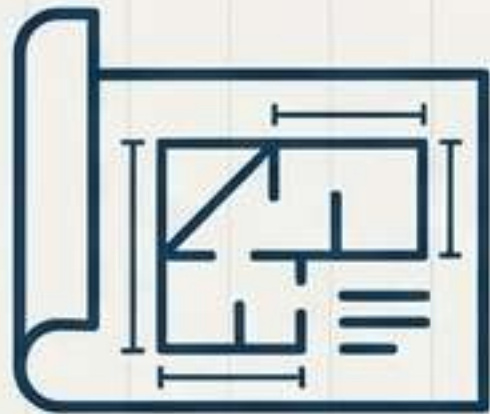
「構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、定期的に行うことが必要である。」

**Note:** 委員会で検討された結果は、全従業員に周知徹底する必要があります。

# 虐待防止検討委員会が検討すべき主要議題

- 1. 組織体制に関すること
  - ・ 委員会自体の運営や、事業所内の報告・相談体制の構築。
- 2. 指針の整備に関すること
  - ・ 後述する「虐待の防止のための指針」の策定および定期的な見直し。
- 3. 職員研修に関すること
  - ・ 研修の年間計画、内容、実施方法の策定。
- 4. 相談・報告体制の整備に関すること
  - ・ 従業者が虐待等を把握した際に、ためらわずに相談・報告できる仕組みの構築。
- 5. 通報方法の確立に関すること
  - ・ 市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための具体的な手順の確認。
- 6. 発生時の原因分析と再発防止策に関すること
  - ・ 虐待等が発生した場合、その原因を分析し、確実な再発防止策を策定する。
- 7. 再発防止策の効果評価に関すること
  - ・ 策定した再発防止策が、意図した通りに機能しているかを評価し、必要に応じて見直す。

# 2



## 第二の柱：組織の行動規範となる 「虐待の防止のための指針」

### Key Concept

指針は、単なるマニュアルではありません。事業所における虐待防止に関する**基本的な考え方**と、**具体的な行動手順**を全職員で共有するためのものです。

### 必須の要素

- ・ 委員会で検討された内容に基づき、具体的かつ網羅的な項目を盛り込む必要があります。
- ・ 全職員がいつでも閲覧できるように整備し、その内容を周知徹底させることが求められます。

「指針には、事業所における虐待の防止に関する基本的考え方から、発生した場合の対応方法に関する基本方針までを盛り込むこととする。」



# 指針に盛り込むべき必須項目

- ・イ. 基本的考え方 (Basic Philosophy)  
事業所としての虐待防止への姿勢。
- ・ロ. 組織に関する事項 (Organization)  
虐待防止検討委員会の役割等。
- ・ハ. 職員研修に関する基本方針  
(Training Policy)  
研修の目的、計画の基本方針。
- ・ニ. 発生時の対応方法に関する基本方針  
(Response Policy)  
虐待等発生時の初動、報告手順。
- ・ホ. 相談・報告体制に関する事項  
具体的な相談窓口、報告フロー。
- ・ヘ. 成年後見制度の利用支援  
(Support for Adult Guardianship)  
必要な場合の支援方針。
- ・ト. 苦情解決方法に関する事項  
(Complaint Resolution)  
虐待等に係る苦情への対応手順。
- ・チ. 指針の閲覧に関する事項  
(Access to Guidelines)  
利用者等が指針を閲覧できる方法。
- ・リ. その他必要な事項  
上記以外で虐待防止推進に必要な事項。

# 3



## 第三の柱：理念を実践に繋げる「従業者に対する研修」

### Key Concept

虐待防止は、全従業者の共通認識と高い倫理観の上に成り立ちます。研修は、そのための知識を普及させ、意識を啓発し、指針に基づいた行動を徹底させるための最も重要な手段です。

### Key Requirements

- 計画性 (Planning)：指針に基づいた研修プログラムを作成する。
- 定期性 (Regularity)：年1回以上の定期的な研修を実施する。
- 徹底性 (Thoroughness)：新規採用時には必ず虐待防止研修を実施する。
- 記録 (Documentation)：研修の実施内容を記録・保管する。

「職員教育を組織的に徹底させていくためには、定期的な研修を実施するとともに、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施することが重要である。」

# 4



## 第四の柱：体制を動かす推進役「担当者の設置」

### Key Role

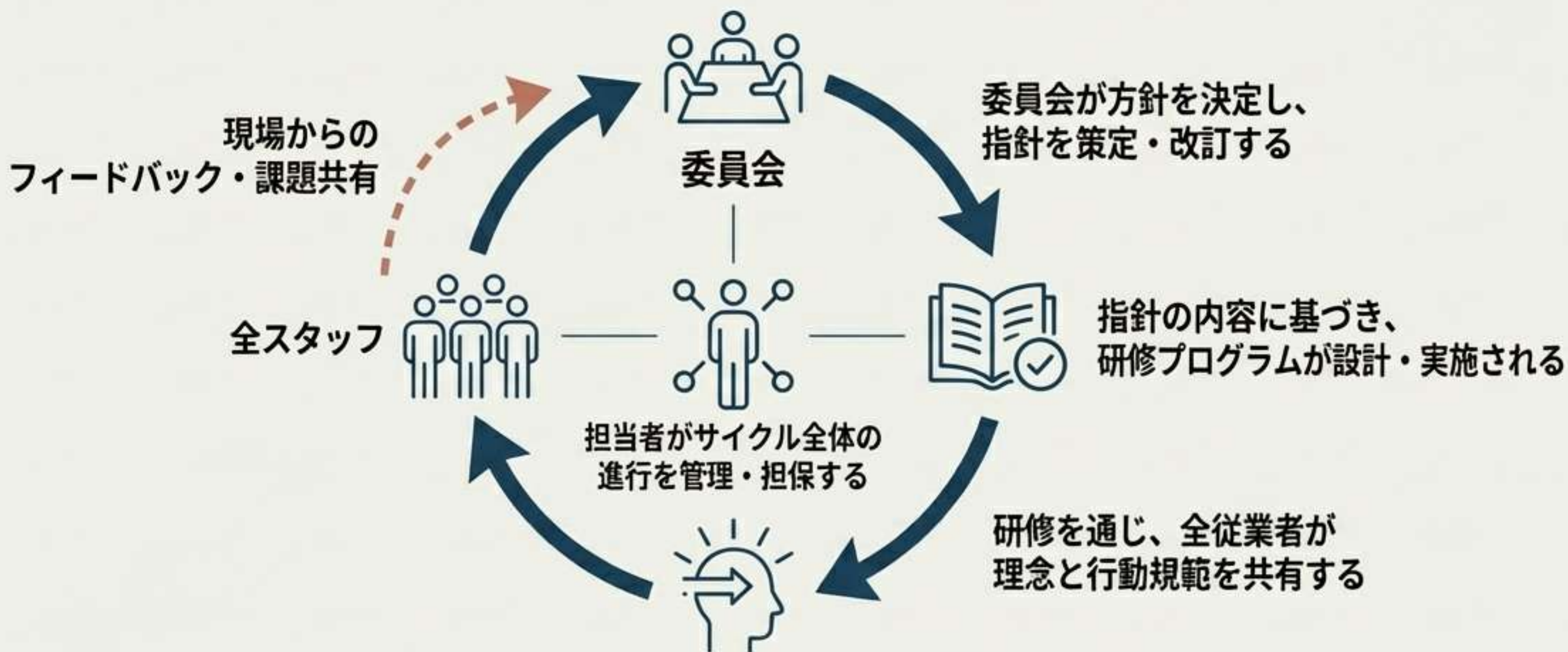
- 委員会、指針、研修という措置が、現場で適切に実施されることを確実にするための責任者。
- 虐待防止に関する取り組み全体の進行管理と調整を担います。

### Who should be appointed?

- **推奨（Recommended）**：虐待防止検討委員会の責任者と同一の従業者が務めることが望ましい。
- **要件（Requirement）**：担当者としての職務に支障がないこと。利用者や事業所の状況を適切に把握している者を選任する必要がある。

この担当者は、虐待防止システムの「エンジン」であり、組織的な取り組みが形骸化しないための要となります。

# 4つの柱が連携する、実効性のある虐待防止システム



このサイクルを継続的に回すことで、虐待防止の文化が組織に根付き、形骸化を防ぎ、常に改善され続ける生きたシステムとなります。

# あなたの事業所の虐待防止体制セルフチェック



## Pillar 1: 委員会 (The Committee)

- ☐ 虐待防止検討委員会は設置されていますか？  
(管理者を含んでいますか？)
- ☐ 定期的に開催され、議事録は残されていますか？
- ☐ 検討すべき議題（指針、研修、報告体制等）は網羅されていますか？



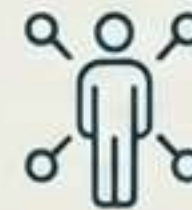
## Pillar 2: 指針 (The Guidelines)

- ☐ 虐待の防止のための指針は整備されていますか？
- ☐ 法令で定められた必須項目はすべて含まれていますか？
- ☐ 全職員がいつでも閲覧できる状態になっていますか？



## Pillar 3: 研修 (The Training)

- ☐ 年1回以上の定期研修が計画・実施されていますか？
- ☐ 新規採用者への研修は徹底されていますか？
- ☐ 研修の実施記録は保管されていますか？



## Pillar 4: 担当者 (The Responsible Person)

- ☐ 虐待防止の担当者は明確に選任されていますか？
- ☐ 担当者はその役割を認識し、機能していますか？

# 出典情報



資料名：指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について  
該当箇所：

- ・ 第二 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準
- ・ 3 運営に関する基準
- ・ (23) 虐待の防止 (基準省令第27条の2)

本資料は、上記出典に基づき、虐待防止に関する主要な要点を解説したものです。  
正確な運用にあたっては、必ず原文をご確認ください。